

## 栗東市地域防災計画等修正及び業務継続計画策定について

（平成30年、31年度事業）

### 1. 推進体制

#### （1）業務継続計画の策定

業務継続計画は、大規模災害の発生により市役所機能が低下する中であっても、市民の生命・身体および財産を保護し、市民生活への影響を最小限とするよう、迅速な災害対応業務の開始、最低限の行政サービス維持、可能なかぎり早期の通常業務復旧を目的として策定します。

策定にあたっては副市長を委員長、教育長を副委員長、委員を各部長で構成する「業務継続計画策定委員会」を設立し、各課より代表者を指名し、プロジェクトチームを編成し、ワーキング形式で計画の検討を進めます。

全庁的なワーキングにより、各課職員が非常時優先業務の選定作業に関わっていただくことで、「非常時に必要な全庁的対応への備えとなる」、「職員自らが経験のない災害対応業務を理解することができる」、「各課における優先業務の考え方の温度差や偏りを解消できる」等の効果が期待されます。

なお、はじめは、全体説明会等のオリエンテーションを開催し、業務継続計画の必要性や作成方針、他自治体事例等の紹介を行い、参加者の意思統一を図ります。

#### （2）地域防災計画の修正

栗東市地域防災計画は「災害対策基本法」に基づいて策定する法定計画であり、作成主体は栗東市防災会議になります。

計画は、震災及び風水害に係る予防対策、応急復旧対策等を実施することにより、災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

計画内容は多岐にわたっており、各種防災対策の検討は全庁に関わるため、副市長を委員長、教育長を副委員長、委員を各部長で構成する「地域防災計画策定委員会」を設立し、修正案を検討します。

また、地域防災計画最終案はパブリックコメントを実施し、市民の意見を反映して策定します。

#### （3）国民保護計画の修正

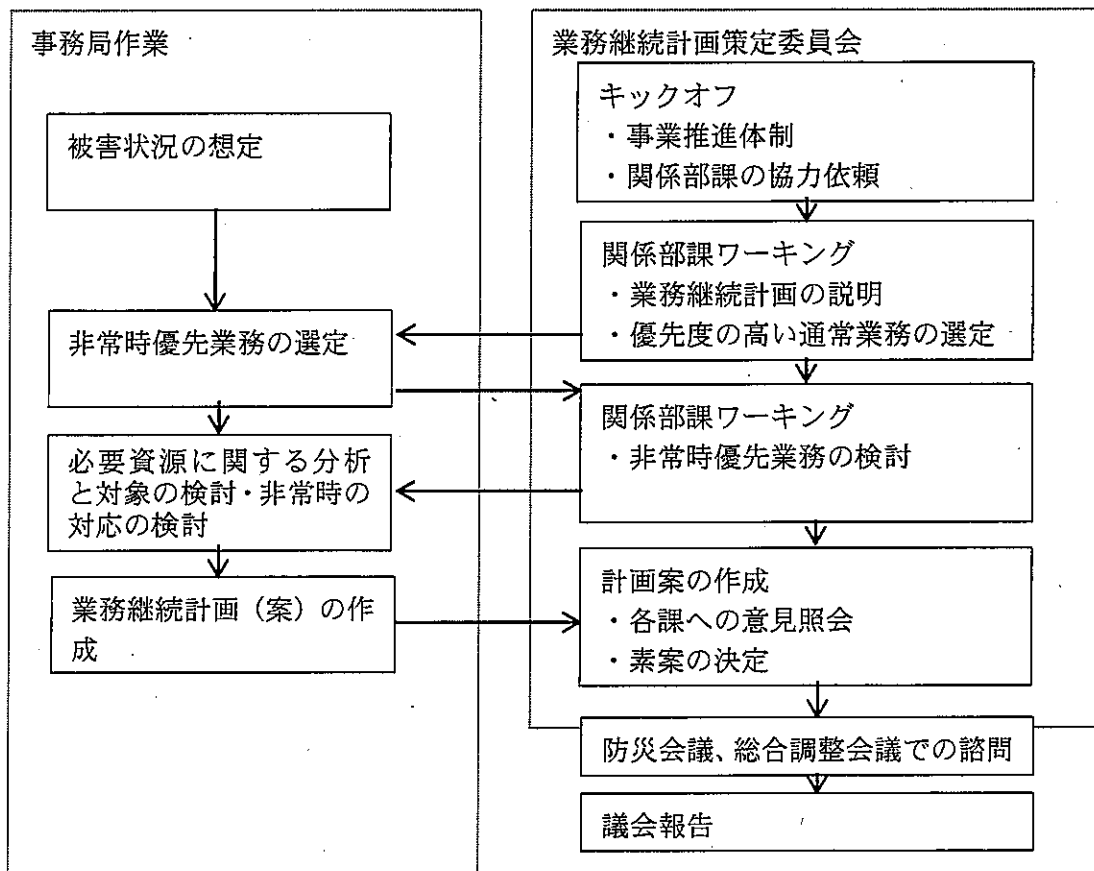
国民保護計画は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づいて策定する法定計画であり、作成主体は栗東市国民保護協議会になります。

計画は、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市民経済への影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的としています。

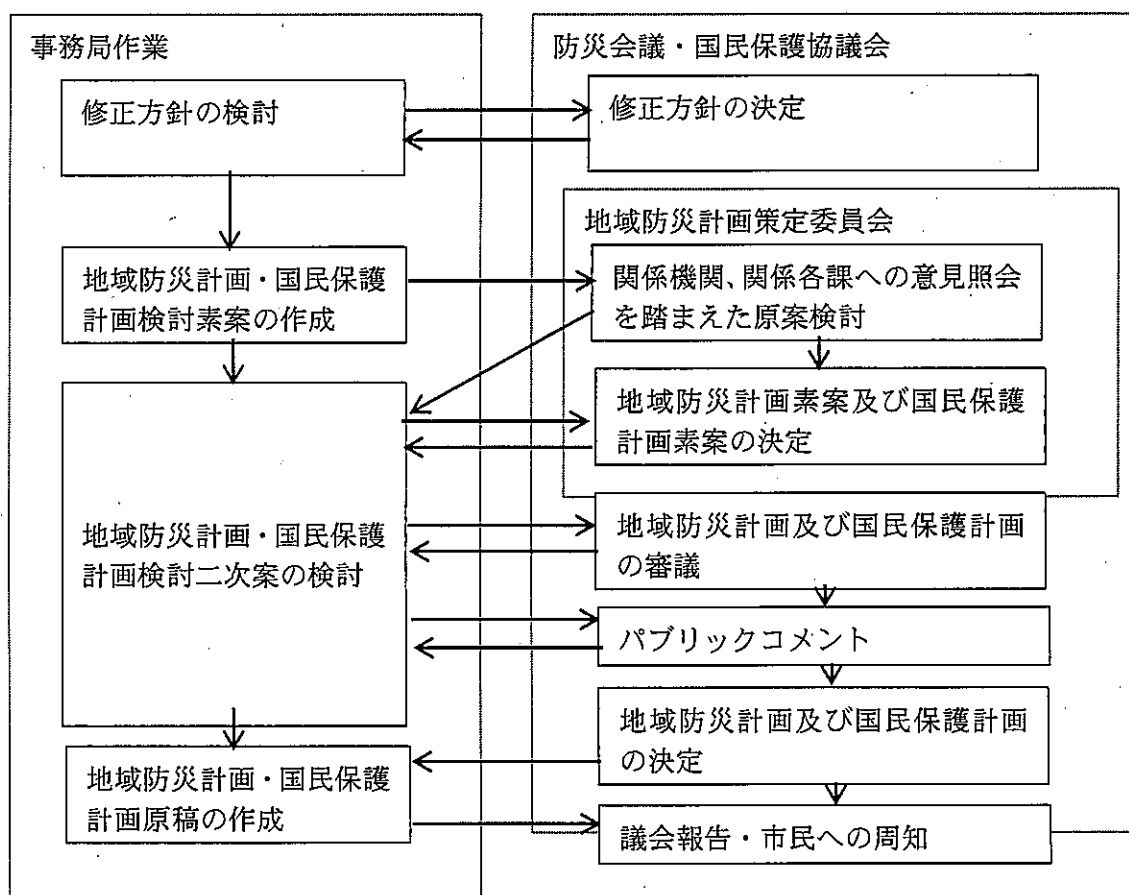
計画内容については、原則、国の「国民の保護に関する基本指針」に基づき策定された滋賀県国民保護計画にしたがっていますが、国や県の近年の修正は軽微な内容にとどまっているため、「地域防災計画策定委員会」の中で、今回修正する地域防災計画の内容に合わせて、必要な修正を加えていきます。

## 2. 業務フロー

### 業務継続計画の策定（平成 30 年度）



### 地域防災計画及び国民保護計画の修正（平成 31 年度）



### 3. 業務スケジュール (案)

	平成30年度						平成31年度													
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
総合調整会議					●	●												■		■
策定委員会 (ワーキング含む)	●	●	●	●											■	■				
議会への説明・報告	●			●			●										■			■
防災会議・国民保護協 議会					●	■						■						■	■	
パブリックコメント																		■	■	
市民への周知																				■
業務継続計画 (●)																				
1) 被害状況の想定	●																			
2) 非常時優先業務の選定		●	●																	
3) 必要資源に関する分析と対 象の検討				●	●															
4) 非常時の対応の検討				●	●															
5) 会議等の運営支援	●	●	●	●	●															
6) 業務継続計画(案)作成						●	●													
地域防災計画 (■)																				
1) 修正方針の検討					■															
2) 地域防災計画検討素案の作 成					■	■	■	■	■	■										
3) 地域防災計画検討二次案の 検討											■	■	■							
4) 会議支援					■									■	■			■	■	
5) 地域防災計画原稿の作成																	■	■	■	
国民保護計画 (▲)																				
1) 国民保護計画検討素案の作 成												▲	▲							
2) 国民保護計画検討二次案の 検討													▲	▲						
3) 会議支援															▲	▲			▲	
4) 国民保護計画原稿の作成																	▲	▲	▲	
各種防災関連マニュアル (▼)																				
1) 避難所運営マニュアルの修 正																		▼	▼	▼
2) 避難勧告等の判断・伝達マニ ュアルの修正																		▼	▼	▼
3) 職員初動マニュアルの修正																		▼	▼	▼

## 栗東市業務継続計画策定委員会設置要綱(案)

### (趣旨)

第1条 大規模地震災害等が発生した際に災害対応業務を行いながら、非常時にも優先度の高い通常業務を適切に行えるよう栗東市業務継続計画(以下「計画」という。)を策定するため、栗東市業務継続計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進及び点検に関すること。
- (3) 災害時業務マニュアル及び非常時優先業務マニュアルの検討に関すること。
- (4) その他計画策定に必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 副市長
- (2) 副委員長 教育長
- (3) 委員 部長及び部長相当職位のある者

### (職務)

第4条 委員長は、委員会の議長となり、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (部会)

第5条 計画策定の実務的な検討及び調整を行うため、委員会に、作業部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会員は、第3条第3号に掲げる委員の推薦により、当該部の職員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、危機管理監の職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、必要に応じて部会を招集し、部会の議長となる。
- 6 部会長は、各部会における審議の経過、結果等を委員会に報告しなければならない。

### (関係職員の出席等)

第6条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は出席を求めて所掌事務について説明若しくは報告をさせることができる。

### (庶務)

第7条 委員会(部会を含む)の庶務は、市民政策部危機管理課において処理する。

### (委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成30年 月 日から施行する。

第四次栗東市都市計画マスタープラン策定プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程（平成18年6月10日栗東市訓令第8号）に基づき、栗東市の都市計画に関する基本的な方針である栗東市都市計画マスタープラン（以下「都市マス」という。）の策定作業を推進するにあたり、第四次栗東市都市計画マスタープラン策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(目的)

第2条 プロジェクトチームは、都市マスの策定にあたり、策定作業の各段階における相互調整や内容精査、情報共有などを行い、関係所管の実務内容を都市マスにきめ細かく反映させるために設置する。

(任期)

第3条 プロジェクトチーム員（以下「チーム員」という）の任期は、任命の日から都市マスの策定日までとする。ただし、チーム員が欠けた場合における補欠チーム員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第4条 プロジェクトチームを構成するチーム員は、都市マスの策定に関与する所管の課長補佐もしくは係長級・主査級職員の内、市長が任命する者とする。

2 プロジェクトチームを代表する者（以下「チーム長」という。）は、建設部長があたるものとする。

(庶務)

第5条 プロジェクトチームの庶務は、建設部都市計画課において処理する。

2 活動経費は、建設部都市計画課において予算化し、及び処理を行うものとする。

3 リーダーは、建設部都市計画課の課長があたるものとする。

(運営)

第6条 チーム長は、プロジェクトを総理し、会議を招集する。

2 リーダーは、プロジェクトの目的を遂行するため、活動方法及び活動内容について、提案し、4え？指導する。

3 チーム長に事故があるときは、建設部都市計画課長がその職務を代理する。

(成果物)

第7条 プロジェクトチームは、都市マス策定作業の各段階において活動し、各所管の代表としての意見書等をチーム長に提出する。

2 チーム長は、チーム員より集約した意見書等を取りまとめ、市長に報告書を提出する。

(資料提出等の協力)

第8条 プロジェクトチームは、必要に応じて各課等に資料の提出、意見の陳述、説明その他の協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年9月3日から施行する。
- 2 この要綱は、第四次栗東市都市計画マスタープランの策定日をもって、その効力を失う。

第四次都市計画マスタープラン策定プロジェクトチーム

【関係部署一覧】(案)

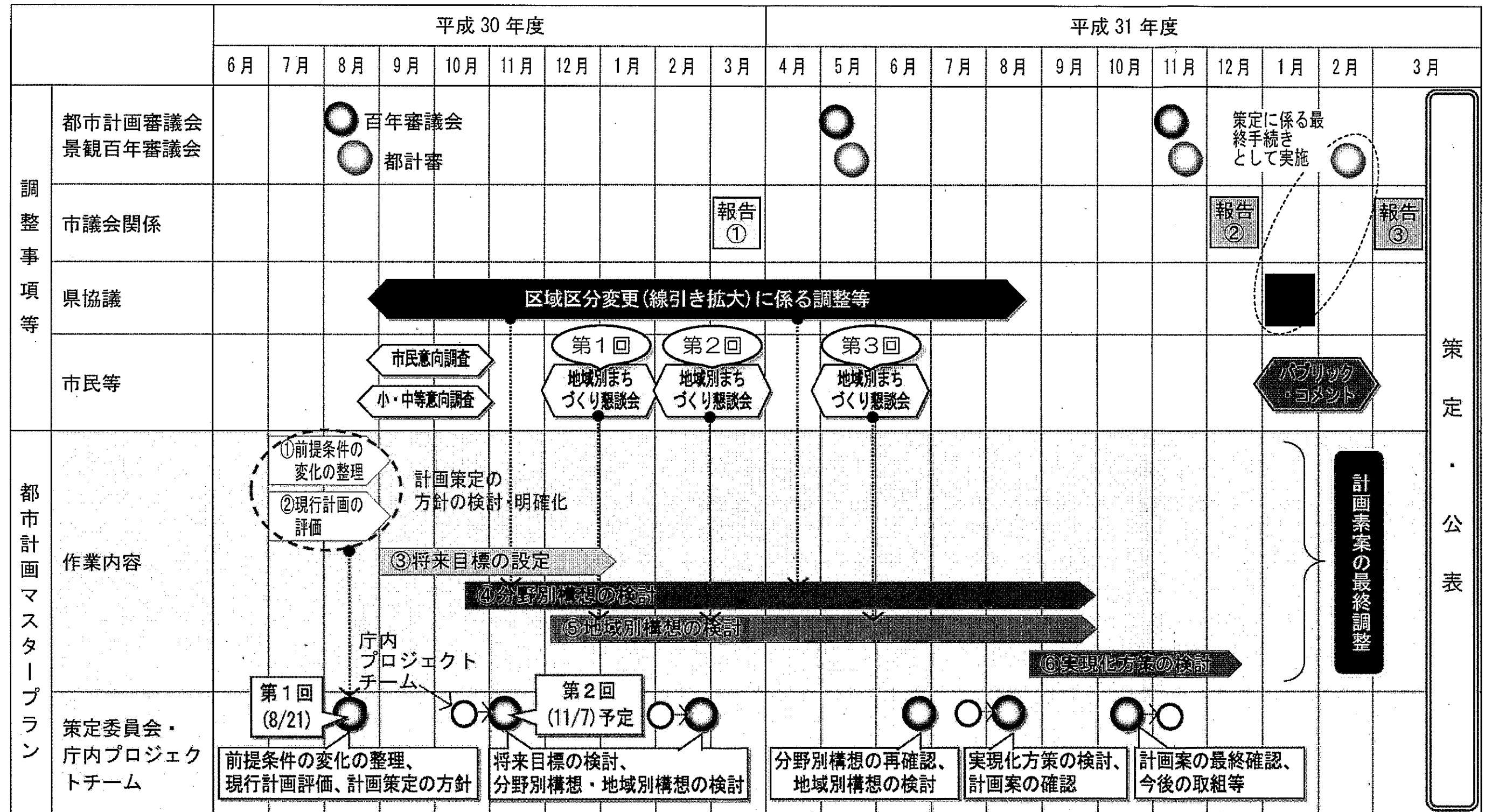
	所属名	人員	主な目的など (都市づくり方針策定)	備考
	議事課			
市民政策部	元気創造政策課	1	総合計画・国土利用計画との調整	
	地域戦略課	1	土地利用等の方針	
	広報課			
	財政課	1	財政計画との調整	
	自治振興課	1	市民主役の都市づくり方針	
	危機管理課	1	都市防災等に関する方針	
総務部	総務課			
	税務課	1	土地利用等の方針	
	人権政策課			
	ひだまりの家			
	総合窓口課			
福祉部	社会福祉課	1	健康・福祉の都市づくり方針	
	保険年金課			
	障がい福祉課	1	健康・福祉の都市づくり方針	
	長寿福祉課	1	健康・福祉の都市づくり方針	
子ども・健康部	子育て応援課	1	健康・福祉の都市づくり方針	
	子ども発達支援課			
	幼児課	1		
	健康増進課	1	健康・福祉の都市づくり方針	
環境経済部	環境政策課	1	公共施設整備等の方針	
	環境センター			
	農林課	1	土地利用等の方針	
	商工観光労政課	1	土地利用等の方針	
建設部	道路・河川課	1	交通体系整備の方針	
	国・県事業対策課	1	交通体系整備の方針	
	住宅課	1	空き家・住宅宅地供給の方針	
	土木交通課	1	交通体系整備の方針	
	都市計画課			事務局
	上下水道課	1	上下水道整備等の方針	
	会計課			

教育部	教育総務課	1	公共施設整備等の方針	
	学校教育課			
	学校教育課(幼稚園担当)			
	人権教育課			
	生涯学習課	1	市民主役の都市づくり方針	
	スポーツ・文化振興課			
	図書館			
	監査委員事務局			
	農業委員会事務局			
	選挙管理委員会			
	合計	22		



# 第四次栗東市都市計画マスタープラン策定に向けた全体スケジュール

## ■策定スケジュール



## 第3期栗東市教育振興基本計画の策定について

教育委員会 教育総務課

### 1. 趣旨

国において、平成18年12月に改正された教育基本法第17条第1項で、政府が国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定され、平成20年7月に「教育振興基本計画」が策定されました。

また、同条第2項において、地方公共団体についても、「国の計画を参酌し、地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされ、平成24年3月に義務教育、幼児教育、特別支援教育、家庭・地域との連携、生涯学習などの教育施策を網羅した「第1期栗東市教育振興基本計画」を策定しました。「第1期栗東市教育振興基本計画」の進捗を検証し、平成29年3月に「第2期栗東市教育振興基本計画」を策定いたしました。本市計画は、教育基本法第17条第2項に基づく計画として、地方公共団体に策定の努力義務が課せられたもので、本市では国の「教育振興基本計画」や「滋賀県教育振興基本計画」を参酌して策定したものです。

計画策定から3年を経過し、見直し年に当たることに加え、近年の社会情勢の変化あるいは教育関連法の改正等の変化という事情を加味した「第3期栗東市教育振興基本計画」を新たに策定するものです。

### 2. 計画の位置づけ

「栗東市教育振興基本計画」は、教育基本法第17条第2項の規定に基づくものであり、次のように位置づけます。

(1) 本市の教育推進の基本となるものです。

(2) 本市の最上位計画である「栗東市総合計画」を受け、また他の分野別基本計画との整合性を確保しながら推進するものです。

(3) 教育行政を取り巻く環境や、財政状況の変化に対応して、弾力的に運用するものです。

(4) この中で示す方向や施策について、市民の理解と協力及び積極的な参加を求めるものです。また、国・県に対しては、積極的な支援と協力を期待するものです。

### 3. 計画の期間

「第2期栗東市教育振興基本計画」は、国の「教育振興基本計画」を参酌するため、平成29年度から平成31年度までの3年間としました。

続く「第3期栗東市教育振興基本計画」の計画期間は、国の「第3期教育振興基本計画」を平成30年度から平成34年度までとし、また滋賀県の「第3期滋賀県教育振興基本計画」が平成31年度から平成35年度までとしていることから、両計画との整合を図り、本市計画は、平成32年度から平成36年度（5年間）とします。

### 4. 策定の期間（別紙1）

平成30年9月から平成32年3月まで

### 5. 栗東市教育振興基本計画策定会議設置要綱（別紙1）

栗東市教育振興基本計画策定委員（別紙1中、別表7条関係）

## 栗東市教育振興基本計画策定会議設置要綱

### (設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定にあたり、栗東市教育振興基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定会議は、栗東市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の指示を受け、計画の策定に関し、次の事項を処理するものとする。

- (1) 計画策定のための調査及び検討に関すること。
- (2) 市教育行政における各施策及び市総合計画等との調整に関すること。
- (3) 計画の原案作成及び推進体制に関すること。
- (4) その他計画策定のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、教育長をもって充て、副会長は、教育部長をもって充てる。

3 委員は、教育総務課長、学校給食共同調理場所長、学校教育課長、学校教育課参事、人権教育課長、生涯学習課長、スポーツ・文化振興課長、幼児課長、幼児課参事、小中学校代表者をもって充てる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

### (会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 策定会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (作業部会)

第7条 策定会議に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、第2条に掲げる事務のうち会長が指示する事項について調査及び検討を行うとともに、計画の素案を作成する。

3 部会は、別表に掲げる職員をもって組織する。

4 部会に部会長を置き、部会員のうちから会長が指名する。

5 部会長は、必要に応じて部会を招集し、部会の会議を総理する。

6 部会長は、部会の経過及び結果を会長に報告するものとする。

### (成果の報告)

第8条 策定会議は、事務の進捗状況を教育委員会に報告するとともに策定会議の任務が終了したときは、その成果を教育委員会に報告するものとする。

### (庶務)

第9条 策定会議の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

### (その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

## 別表（第7条関係）

所 属	職 名
教育総務課	庶務係長
学校給食共同調理場	学校給食共同調理場係長
学校教育課	庶務係課長補佐兼係長
学校教育課	指導第1係指導主事
学校教育課	学校保健係指導主事
学校教育課	幼稚園係長
人権教育課	人権教育指導係長
生涯学習課	課長補佐
スポーツ・文化体育振興課	課長補佐
歴史民俗博物館	主幹
図書館	課長補佐

